

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則

昭和45年 4 月21日
教育委員会規則第 3 号

改正 昭和46年 3 月30日教育委員会規則第 5 号 昭和48年 4 月21日教育委員会規則第 5 号
昭和59年 3 月31日教育委員会規則第13号 平成 3 年 2 月 1 日教育委員会規則第 1 号
平成 5 年10月19日教育委員会規則第10号 平成10年 3 月31日教育委員会規則第 6 号
平成11年 6 月 1 日教育委員会規則第17号 平成13年 3 月30日教育委員会規則第 6 号
平成20年 2 月 8 日教育委員会規則第 4 号 平成30年 3 月30日教育委員会規則第 6 号
令和 8 年 4 月24日教育委員会規則第 9 号

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則をここに公布する。
神奈川県立の図書館の利用等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「図書資料」とは、図書、文書、記録、定期刊行物その他これらに類する物をいう。

2 この規則において「図書館資料」とは、図書資料及びフィルム、レコード、録音テープ、紙芝居その他の視覚聴覚教育のための資料をいう。

(休館日等)

第 3 条 神奈川県立図書館及び神奈川県立川崎図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

名称	休館日
神奈川県立図書館	1 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。） 2 毎月第 2 木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日） 3 図書館資料の点検等を行うために教育長が別に定める日 4 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日
神奈川県立川崎図書館	1 日曜日 2 毎月第 2 木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日） 3 図書館資料の点検等を行うために教育長が別に定める日 4 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、臨時に図書館を開館することができる。

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

名称	利用時間
神奈川県立図書館	午前9時から午後7時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
神奈川県立川崎図書館	午前9時30分から午後7時30分まで（土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前9時30分から午後5時30分まで）

2 教育長は、時季により、又は館務の都合上必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第5条 教育長は、図書館を利用しようとするもの又は利用しているものが次の各号のいずれかに該当する場合には、図書館の利用を認めず、又はその利用を中止させることができる。

- (1) 図書館を利用する他のものに著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) この規則の規定に違反したとき。
 - (4) その他教育長がその利用を不相当と認めるとき。
- 2 教育長は、人権の保護等の理由により利用に供することが不相当と認められる図書館資料については、これをあらかじめ指定し、その利用を制限することができる。

(図書館資料の館外貸出し)

第6条 図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、図書館カード交付申込書を教育長に提出して図書館カードの交付を受け、館外貸出しを受ける際にこれを提示するものとする。ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

2 図書館カード及び利用者番号（以下「図書館カード等」という。）の交付を受けることができるものは、次に掲げるもの（そのものが前条各号のいずれかに該当する場合を除く。）とする。ただし、利用者番号の交付にあつては、第1号及び第2号に掲げるものに限る。

- (1) 県内に居所又は住所を有する者
- (2) 県内に事務所を有する官公署、会社等に勤務する者及び県内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に勤務し、又は通学する者
- (3) 前号に規定する官公署、会社等及び学校
- (4) その他教育長が適当と認めるもの

3 教育長は、図書館資料のうち館外貸出しを行わないものをあらかじめ指定することができる。

(図書館カードに関する届出)

第7条 図書館カードの交付を受けたものは、図書館カード交付申込書の記載事項に変更があつたとき、又は当該図書館カードを紛失したときは、教育長にその旨を届け出るものとする。

(図書館カード等の失効)

第8条 団体に交付した図書館カードは、その発行の日の属する会計年度の翌年度の末日をもって失効する。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、図書館カード等を失効させることができる。

(1) 図書館カード等の交付を受けたものが、第6条第2項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

(2) 図書館カードを紛失した旨の届出があつたとき。

(3) 図書館カード等の交付を受けた個人が、継続して3年間館外貸出しを受けなかつたとき。

(図書館資料の館外貸出し数等)

第9条 同時に館外貸出しをする図書館資料の数及びその貸出し期間については、教育長が別に定める。

(他の図書館等への貸出し)

第10条 図書館法(昭和25年法律第118号)に規定する図書館その他の教育長が別に指定するものは、教育長の承認を受けて図書館資料の貸出しを受けることができる。

(複写)

第11条 図書資料の複写を希望する者は、教育長が別に定める範囲内で複写を受けることができる。

2 教育長は、図書資料のうち複写を行わないものをあらかじめ指定することができる。

(滅失等の届出)

第12条 図書館を利用しているものは、図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を滅失し、紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を教育長に届け出るものとする。

(図書館資料の弁償)

第13条 教育長は、図書館を利用しているものがその責めに帰すべき理由により図書館資料を滅失し、紛失し、又は損傷したときは、相当の現品又は金額をもつて弁償させることができる。

(寄贈及び寄託)

第14条 教育長は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書館資料の管理については、県の所有する図書館資料に準じて行う。ただし、寄託者の承諾がある場合のほかは、館外貸出しを行わない。

(教育長への委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 神奈川県立図書館奉仕規則(昭和29年神奈川県教育委員会規則第13号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則施行の際旧規則の規定に基づき貸し出されている図書館資料の取扱いについては、なお従

前の例による。

- 4 神奈川県立図書館組織規則（昭和29年神奈川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和46年3月30日教育委員会規則第5号）

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月21日教育委員会規則第5号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日教育委員会規則第13号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月1日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月19日教育委員会規則第10号）

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月1日教育委員会規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月8日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月24日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。